

総務委員会会議記録

総務委員長 五日市 王

- 1 日時
平成25年7月8日（月曜日）
午前10時2分開会、午後1時44分散会
（うち休憩 午前11時55分～午後1時1分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
五日市王委員長、城内愛彦副委員長、高橋元委員、佐々木大和委員、工藤勝子委員、伊藤勢至委員、及川あつし委員、久保孝喜委員、佐々木努委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
水野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、菅原秘書課総括課長、野中広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤総合防災室長、田中入札課長、渡辺放射線影響対策課長、大槻人事課総括課長、佐藤参事兼財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、小向税務課総括課長、宮管財課総括課長、會川防災危機管理監、小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
中村政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長兼首席ILC推進監、紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、菊池政策推進室政策監、小平政策推進室評価課長、平野政策推進室調整監、伊勢政策推進室分権推進課長、五月女市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、松川参事兼NPO文化国際課総括課長、藤田地域振興室県北沿岸・定住交流課長、佐々木地域振興室交通課長、古舘地域振興室地域情報化課長
 - (4) 復興局
佐々木理事兼復興局副局長、小野寺復興担当技監、森総務企画課総括課長、

遠藤まちづくり再生課総括課長、石田産業再生課総括課長、
佐野生活再建課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、西村副局長、小友総務課総括課長、
伊藤特命参事、安部施設課総括課長、高橋競技式典課総括課長

(6) 選挙管理委員会事務局

五月女選挙管理委員会事務局書記長

(7) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(8) 警察本部

高橋警務部長、米澤参事官兼警務課長、佐藤警務部参事兼会計課長、
高橋生活安全部参事官兼生活安全企画課長、古澤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第6号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第1号）

イ 議案第11号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて

ウ 議案第13号 県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第14号 岩手県職員定数条例の一部を改正する条例

オ 議案第15号 岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

カ 議案第16号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

キ 議案第17号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第18号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

ケ 議案第19号 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例

コ 議案第20号 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関す
る条例の一部を改正する条例

サ 議案第21号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例
他の委員会付託分以外

シ 議案第22号 地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

ス 議案第26号 岩手郡滝沢村を滝沢市とすることに関し議決を求めることについて

セ 議案第27号 岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴う関係条例の整備に関する条例

ソ 議案第39号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第66号 被災ローンの法整備を求める請願

(3) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**五日市王委員長** おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

初めに、議案の審査を行います。議案第6号、平成25年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費及び第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 議案第6号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。今回の補正は、復旧工事を加速させるための災害復旧事業や、なりわいの再生を支援するための予算を計上したほか、子育て支援対策や医療施設耐震化、雇用創出など、県民サービスの向上や県内経済の活性化を図るため、早急に措置が必要な経費の予算を計上したものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億928万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1兆1,568億1,164万7,000円とするものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、内容につきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正のとおり、第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正についてであります。追加及び6ページの変更とも農林水産部及び県土整備部の案件であり、当委員会所管に係るものはありません。

次に、7ページをお開き願います。第3表地方債補正のうち追加は、認定職業訓練施設

設備整備の1件であり、8ページの変更は、児童福祉施設整備など3件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の補正に伴う震災復興特別交付税の増額でありまして、補正額は6,583万9,000円の増額としております。

次に、4ページ、9款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、6目災害復旧費負担金を治山災害復旧事業の補正に伴い増額するものであり、補正額は3億8,000万円の増でございます。

5ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から10目災害復旧費補助金まで、それぞれ国庫補助事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は16億497万2,000円の増でございます。

次に、6ページ、10款財産収入、1項財産運用収入につきましては、基金の積み立てにより運用収入の増が見込まれるため、118万9,000円増額するものであります。

7ページ、12款繰入金、1項特別会計繰入金につきましては、港湾整備事業特別会計から港湾用地の売却収入を繰り入れるものでありまして、4億9,814万9,000円の増でございます。

次に、8ページ、2項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い、それぞれの基金からの繰り入れを増額しようとするものであり、補正額は24億2,712万5,000円の増でございます。

9ページ、14款諸収入8項雑入につきましては、社会保険料の納付金について、6,000円増額するものであります。

10ページ、15款県債につきましては、2目民生債から11目労働債まで、それぞれの事業実施に伴う増であり、補正額の合計は1億3,200万円の増額でございます。

なお、平成25年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により説明いたしますので、33ページをお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただき、34ページの上から5行目の計欄をごらん願います。左から数字の入っている6列目が補正前の平成25年度末現在高見込み額でございます。1兆4,308億1,851万9,000円となっております。今回の補正の起債額は、2列右の1億3,200万円でありまして、これを加えますと、一番右の欄でございますが、補正後の平成25年度末現在高見込み額は1兆4,309億4,751万9,000円となるものでございます。

以上、説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は51億928万円となっております。

次に、予算に関する説明書の11ページにお戻りいただき、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。まず、2款総務費、1項総務管理費につきましては、1目一般管理費において、岩手県防災航空隊所属隊員の水難救助訓練中の死亡事故に係る損害賠償

金を計上するものでありまして、1億895万6,000円の増額でございます。

次に、12ページ、2項企画費につきましては、1目企画総務費において、さんりく未来産業企業促進費に係る経営指導等の経費と事業資金支援費補助金を計上するもので、1億659万5,000円の増額でございます。

13ページ、4項地域振興費につきましては、3目交通対策費において、三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金を計上するものでありまして、2,360万5,000円の増額でございます。

以上、今回の2款総務費の補正額の総額は2億3,915万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** 交通対策費で、三陸鉄道安全輸送設備等整備事業というのがございますが、この際ですが、三陸鉄道の復旧の状況について、年度内の全面開通という目標に向かってどのような進捗状況にあるのかを含めて、この事業とリンクするところもあるのかもしれないけれども、御説明をいただきたいと思います。

○**佐々木交通課長** 三陸鉄道の復旧の状況について御質問がございました。復旧につきましては、来年の春、4月の復旧を目指しておりまして、復旧工事が順調に進んでいるところでございます。

それから、この事業の内容ということで説明したいと思うのですが、中身につきましては、宮古から田老間の通信ケーブルが老朽化しておりまして、実はこれは昭和40年代に、国鉄の時代に整備されたものでございました。これが本年3月に絶縁不良による通信不良を起こしまして、信号が正常に作動しないということで運行に支障を来したところでございます。今回は国庫補助金を導入いたしまして、通信ケーブルの更新を行うことで運転の安全を確保しようというものでございます。

○**久保孝喜委員** ちなみに、わかる範囲でお答えいただきたいのですが、いわゆる国鉄時代からの承継資産の中で、今回の事業のように、更新がまだ終わっていないような資産というのはどの程度あるのか、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○**佐々木交通課長** 今御質問になりました資産についてまとめた資料が手元にはございませんけれども、古い国鉄時代からの資産を抱えているのは事実でございまして、それは年次計画を立てて、適切な時期に更新をかけようということで、今取り組みを進めているところでございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 11 号、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小向税務課総括課長** 議案第 11 号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにつきまして御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 1 ページをお開き願います。なお、改正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております議案第 11 号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてによりまして御説明申し上げます。

初めに、本案の提案の趣旨であります。地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、その中に同年 4 月 1 日施行分が含まれていたことから、県税条例の関係規定につきまして、条例の改正を専決処分により行い、その承認を求めるものであります。

次に、専決処分した条例の内容であります。お手元の配付資料の第 2 の 1 の不動産取得税関係についてです。サービスつき高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の取得に係る課税標準の特例措置及び当該貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長したものであります。

次に、2 の自動車取得税関係です。衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車に係る自動車取得税の課税標準からの 350 万円の特例措置の適用対象に、車両総重量が 5 トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えたものであります。

次に、3 の狩猟税関係です。対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長したものであります。

次に、4 のその他ですが、今般の地方税法の一部改正により、条例で引用している条項にずれが生じたため、所要の整備をしたものであります。

最後に、5 の施行期日等です。平成 25 年 4 月 1 日から施行したもの及び所要の経過措置を講じたものであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**城内愛彦委員** 今説明いただきました 2 ページ目の狩猟税関係についてであります。これを延長することによって、ハンターの数がどのように推移していくか。また、今問題になっている有害駆除に対しての影響はどのように考えているのかお伺いいたします。

○**小向税務課総括課長** ハンターの数というのはお手元にございませんが、年々高齢化し

ており、新しく取得する方が余りいないということで、減少を続けてきておりました。それが震災の後、減る傾向はやや穏やかになってきて、その数を維持するような形で来ていると聞いております。それは、震災によって激減したその底辺で推移しているのではないかと感じておりますが、駆除等の関係もありまして、ハンターの方をふやすような動きというのも聞いてございます。

それから、この制度は市町村から有害駆除の指定を委嘱するといえますか、委任された方が1年間、市町村の要望によって有害駆除に従事するわけなのですが、このことによってハンターの数が増えるとは思えない制度です。従来からハンターである方に任命するようなことですので、一定の労力提供という部分もありますので、これはそちらのほうには影響しないのではないかと考えております。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号、県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**五月女選挙管理委員会事務局書記長** 議案第13号県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案の概要について説明申し上げます。

議案（その3）の9ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております条例案の概要により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、所要の整備をするものでございます。

2の条例案の内容でございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、条例で引用している条項にずれが生じたことから、所要の整備をするものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号、岩手県職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻人事課総括課長 議案第 14 号岩手県職員定数条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 10 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨でございますが、警察官の定数につきましては、警察法の規定によりまして、政令で定める基準に従い条例で定めることとされてございます。今般、サイバー犯罪の取り締まり強化、検視体制の強化及び暴力団対策の強化に対応するため、全国で 545 人、うち本県に 12 人の警察官の増員が図られることとされ、これに伴いまして、政令改正が行われたことから、条例で定める警察官の定数及び階級別定数を改正しようとするものでございます。

次に、第 2 の条例案の内容でございますが、1 及び 2 につきましては、警察官の定数を現行の 2,115 人から 12 人増員いたしまして、2,127 人に改正するとともに、警察官の階級別の定数につきましても、政令で定める基準に従い、表のとおりそれぞれ改正しようとするものでございます。

また、3 及び 4 の特例につきましては、枠囲みの中に説明を記載してございますが、東日本大震災津波により被害を受けたことに伴いまして、治安事象の変化等に対処するため、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、警察官の定数を特例的に 70 人増員することを定めているものでございまして、今般の警察官の増員に伴いまして、附則第 5 項に定める警察官の定数及び階級別定数の特例につきましても、表のとおりそれぞれ改正しようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日でございますが、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 県内の治安を守る警察官の増員は、大いに賛成であります。そういう中で、これまでずっとお願いをしてまいりましたが、漁業取り締まりに関しまして、現在沿岸の釜石署に1人派遣されております。しかし、本県の海岸線が非常に長いということで、釜石署に1人置けば、取り締まりの影響が久慈や陸前高田にもそれなりに及ぶというお考えなのかもしれませんが、釜石という真ん中の地域ということで、例えば主に密漁が行われる県境である宮城県境、青森県境が危ないということから、1人を真ん中に置くのではなくて、あと1人増員していただいて両県境に配置をしていただければ非常に抑止効果が高いものと思っております。

けさ、たまたまここに来るとき、高木警察本部長と一緒に話したものですから、立ち話でお願いをしてきましたが、この増員に当たりましては、養殖してきたせつかくの虎の子を盗まれるというようなことがあつては、水産業の復興の足かせにもなりかねませんので、ぜひこの際、沿岸の漁業取り締まりの増員をお考えいただきたいとお願いしておきますが、感想があつたら。

○大槻人事課総括課長 漁業取り締まりの関係につきましては、漁業取り締まりの担当をしている警察以外の職員についても、ある程度公権力の行使ができるような格好になってございますけれども、伊藤委員がおっしゃるような県境での密漁ということも、これまでもかなり言われてきたところでございます。そういった部分につきましては、いずれ警察官の増員という話だけではなくて、漁業取り締まりのあり方、漁業取り締まりの職員数という部分も含めまして、よく相談させていただいて対処していきたいと思っております。

○伊藤勢至委員 今度農林水産部で速力 40 ノットの取締船を導入する。ようやく密漁団に追いつける船を購入できるのかと思っておりますが、密漁をする連中は100馬力のモーターを2基つけて、ものすごいスピードでやってくるわけでありまして、そういうものを導入すると言っただけでも抑止力になるのです。いろんな関係の派遣があるのかもしれませんが、これを持っているかどうかが一番の抑止力なのです。現場に行ってメガホンで退去してくださいというのは、なめられてしまって全然きかないのです。だから、問題は何を持っているかどうか、現職の警察官かどうかということなのです。そして、伺いますと、ある筋の資金源にもなっているという話もありますから、警察としては大いにそこを取り締まっていかなければならない部分だと思うのです。したがって、公権力を持った人を配置していただくということをお願いしておきます。

○小田島総務部長 伊藤委員御指摘のお話は、まさに漁業取り締まりという観点からいいますと、そのとおりだろうと思えます。農林水産部の職員と連携をしながら警察で取り締まりを行っているというような状況にございまして、先ほど伊藤委員からの御指摘に対しまして、大槻人事課総括課長から答弁を申し上げたわけでありまして、直ちに条例の定数を増員ということは難しいのかもしれませんが、配置のあり方だとか、連携のあり方という全体の中で、伊藤委員御指摘の趣旨も踏まえて、検討していく課題であると思っておりますので、その辺はよく連携がとれるように両部に話をしていきたいと考えており

ます。

○高橋元委員 今回サイバー犯罪の取り締まり強化、検視体制の強化及び暴力団対策の強化に対応するため12人を増員するということですが、大都会と比較して岩手県はそうそう頻繁に殺人事件も起こっていないし、暴力団勢力も余り活発ではないのかなという思いもしているのですが、県内の三つの取り締まりについて、どのような体制が望ましいのか、それに対する原因の状況と、この12人の増強でそれが賄えるのかどうか、その辺についての状況をお伺いしたい、これが第1点。

それから、2点目は、先ほども説明ありましたが、特例で、東日本大震災津波への対応の関係で増員が図られておるのですが、これは来年の3月31日までということなのですけれども、それ以降の体制を今どのように検討されているのか。来年度の警察官の採用も含めて、いろいろ検討しなければならないと私は思うのですけれども、その辺の状況をお伺いします。

○大槻人事課総括課長 第1点目でございますが、手元に用意させていただきました資料の中では、サイバー犯罪の状況ということで、平成25年5月末で14件となっております。前年同期比で7件ふえています。それから、サイバー犯罪に関する相談の件数も、前年同期比で64件ふえているという状況で、増加傾向にあるようでございます。

それから、死体の取り扱いの状況ということですが、平成23年度から検視官室を設置して、検視官等を増員し、臨場率が増加傾向になっているというところでございますが、平成25年6月末の状況では、死体の取り扱い件数は減っておりますが、臨場件数については124件ふえているという状況でございます。

暴力団対策の状況については、県内での暴力団の検挙の状況が、平成25年5月末現在では、前年同期比は減ってはございますけれども、大体20人から30人のところで推移していると伺っております。

そのようなことから、この12人の増員での対処でよろしいかというお話でございますけれども、基本的にはこの中で対応が可能だと県警本部では思っているようでございまして、これに加えまして警察内部の組織の中での異動の中での対処をしていきたいと考えてございます。

それから、震災の関係で今70人ほどふえている状況ですが、時限にはなっております。この後の状況につきましては、今現在のところで、それが例えば延長されるとか、そこで終わるとかというような部分については、把握していないところでございますけれども、この辺につきましては、今の復興の状況等をにらみながら対応させていただきたいと考えております。

○高橋警務部長 第2点目の特別出向者の70人についてでございます。今御答弁いただいたとおり、今現在の確定的な数値というものについてはまだ決まっておりません。ただ、県警といたしましても、いまだに応急仮設住宅に多くの方が住まわれているという状況もございまして、そういう意味では応急仮設住宅に対する巡回連絡等という形で安心を与

えているという部分もございますので、そういうことを関係機関に引き続き要求しながら、引き続きの特別出向者に派遣の容認をいただくという方向で努めてまいりたいと思っております。

また、採用に関してということでございますが、今回御審議いただく12人の増員ということでございますが、これらのサイバー犯罪の取り締まりでありますとか、検視体制の強化、あるいは暴力団対策につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、増員の趣旨を踏まえまして、内部的な合理化、再配置に基づきまして、既にその趣旨に沿った人員をことしの春から増員しているところでございます。したがって、その部分で足りなくなっている部分につきましては、ことしの秋に特別採用という形で採用を予定しておりますので、またこれで賄えなければ、その部分につきましては来春に採用するという形で、いずれにしても、県警としまして治安維持について不安のないよう配置等をしてまいりたいと思っております。

○高橋元委員 わかりました。ぜひ、被災地の治安の維持については、不安のないように、ひとつ引き続きお願いしたいと思います。

それから、派遣警察官の長期化というのものもあるのかもしれませんが、その辺のメンタル的なケアも大事なのかなど。一般職では、大変残念ながら2人の方が不幸な結果になっておりますので、心身ともに鍛えられている警察官ですので、心配はないのかもしれませんが、その辺のところはどのように捉えているのかお尋ねしたいと思います。

○高橋警務部長 県警としましては、職員のメンタルヘルスについてはこれまでも取り組んでいるところでございます。また、今回派遣を受けました特別出向者につきましては、各三つの警察署に配置をしておりますが、配置早々にどのような形で業務に対応するのかという個別の指導ということで、警察署ごとに対象の方を集めまして、それに対して対処方法等を共有しているところでございます。また、これにつきましては、その他の職員一般と同様でございますけれども、各署におきまして、そのような兆候がある場合には、本部と連携をとりまして、メンタルチェックということで、保健師等、あるいは臨床心理士等と連携をして、そういう問題の発症がないように努めてまいりたいと思っております。

○久保孝喜委員 今回の増員が、暴力団対策の強化ということも含めてなされることについては、歓迎するものなのですが、暴力団対策は、今回のように警察力の増強という点での定数増も一つの大きな要素になるのだらうと思いますが、もう一方では、市民、県民とのさまざまな連携ということも各地域で行われているわけです。暴力団追放市民会議などのいろんな組織を通じて、県民との連携の中で暴力団対策を行っていくということがポイントだらうと思うのですが、その上で、一つお聞きしたいのは、そのような会議に出ていますと、ここ2年ぐらいでしょうか、暴力団の市町村居住の情報が、これまではどの町、村に何人というように情報として出されていたのですが、最近というか、ある日突然、この情報が出されなくなったと聞いております。しかも、その説明がそのような暴力団追放市民会議にはきちんとなされていないと思われるのですが、その理由と、その説明をして

いないことを含めて、実態をどのように認識されておられるでしょうか。

○高橋警務部長 実際に県警として把握している県内に住む暴力団員の数というものについては、現在もいろいろ広報等で情報発信させていただいておりますけれども、今久保委員御指摘の各市町村での会議で、2年ぐらいそういう数の提示がなくなったという点につきましては、済みませんが承知をしておりますので、確認をさせていただきたいと思います。

○久保孝喜委員 さまざまな運動をする場合には、目に見える形での目標数値や指標というものがわかりやすい形で提示されることが必要なもので、これまでもそうした暴力団追放市民会議などでは、数を提示することによって、漠然とではありますけれども、さまざまな運動の目標みたいなことになっていたのです。それがある日突然なくなったという点では、きちんと説明することが必要だろうと思いますので、その点を申し上げておきたいと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号、岩手県防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤総合防災室長 議案第15号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案(その3)の12ページをお開き願います。便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨であります。県の部局の設置等に伴い、防災会議における知事の部内の職員のうちから指名される委員及び幹事を増員しようとするものであります。

第2の条例案の内容であります。 (1)として、国体・障がい者スポーツ大会局及び復興局の職員からそれぞれ1人を岩手県防災会議の委員として指名するため、同会議の委員の定数を13人以内から2人増員し15人以内にするものであります。

(2)として、委員の属する機関から幹事を任命することとなっておりますことから、国体・障がい者スポーツ大会局及び復興局の職員を幹事として任命するため、幹事の定数

を 59 人以内から 2 人増員し 61 人以内にするものであります。

第 3 の施行期日であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**久保孝喜委員** 岩手県防災会議条例にかかわって確認をしておきたいのですが、議会でも何回か申し上げてきましたが、放射線対策にかかわる岩手県防災会議のメンバーがいないのではないかと指摘をしまいましたが、その点についてはどのような検討がなされてきたのでしょうか。

○**佐藤総合防災室長** 岩手県防災会議の委員についてでございますけれども、これは委員と専門委員というものを置くことができるということで条例には規定してございまして、放射線対策について専門的知見を有する方ということで、専門委員として、現在、昨年からお二人をお願いしているところでございまして、具体的には独立行政法人放射線医学総合研究所の方、公益財団法人原子力安全技術センターの職員でございます。

○**五日市王委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**五月女市町村課総括課長** 議案第 16 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 13 ページから 32 ページでございます。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております説明資料により御説明させていただきます。

1 の改正の趣旨ですが、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正等に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

2 の条例案の内容でございますが、まず動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正に伴い、新たに知事の権限に属することとされた第二種動物取扱業の届け出の受理等の事務を盛岡市が処理することとするものでございます。

次に、岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴い、滝沢村を滝沢市に改めるなど、所要の整備を行おうとするものでございます。

3の施行期日でございますが、平成25年9月1日及び平成26年1月1日から施行しようとするものでございます。あわせて所要の経過措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻人事課総括課長 議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その3）の33ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明をさせていただきます。

まず、第1の改正の趣旨でございますが、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

次に、第2の条例案の内容でございますが、1につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しようとするものでございます。

なお、点線の囲みの中になりますけれども、支給対象職員は、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した場合におきまして、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本県以外の団体から派遣をされた職員で、住所または居所を離れて本県の区域に滞在することを要する職員でございます。

新型インフルエンザ等緊急事態措置とは、具体的には新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制するために行われる外出の自粛要請、興行場、催し物等の制限等の要請、指示、それから住民に対する予防接種の実施、臨時の医療施設などにおきます医療提供体制の確保、

それから緊急物資の運送の要請、指示等の措置が想定されてございます。

また、手当の支給額は、災害派遣手当と同様に日額 6,620 円の範囲内で、本県への滞
在日数、それから滞在する施設の区分に応じて定められることとなってござい
ます。

2 につきましては、1 の改正に伴いまして、所要の整備を行うものでござい
ます。

最後に、第 3 の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し
ようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可と
することに決定いたしました。

次に、議案第 18 号、岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題と
いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小向税務課総括課長** 議案第 18 号岩手県県税条例の一部を改正する
条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その 3）の 35 ページをお開き願います。なお、改正内容につ
きましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱によりまして御
説明申し上げます。

初めに、第 1、改正の趣旨であります。地方税法の一部改正に伴い、
個人の県民税について、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越
控除の特例措置の範囲を拡大する等、所要の改正をしようとするもので
あります。

次に、第 2、条例案の内容であります。まず、1 についてです。公益法
人等に対して財産を寄附した場合の個人の県民税に係る譲渡所得等の課
税の特例について、対象となる法人に、幼稚園等から対象財産の譲渡を
受けた幼稚園等を設置する公益法人等が追加されたことから、所要の
改正をするものであります。

次に、2 についてです。個人の県民税に係る税額控除における特例
控除額の特例について改正するものであります。地方公共団体への寄附
、いわゆるふるさと寄附は、所得税と住民税とで、寄附金のうち 2,000
円を超える金額について全額控除できる仕組みになっております。平成
25 年から復興特別所得税が創設されたことに伴い、所得税において寄
附金控除の適用を受けた場合には、所得税を課税標準とする復興特別
所得税も軽減され、控除

額が実質的に拡大することになります。この控除拡大部分について、個人住民税に係る特例控除額から減額しまして、2,000円を超える額について全額控除できるよう調整するものであります。

次のページでございますが、その図1にふるさと寄附金に係る税負担軽減の仕組みのイメージ図を掲載しております。文字が少し細かいのですが、パターン1について、年収700万円、ふるさと寄附金額が5万円の場合、寄附金額のうち2,000円を超える金額である4万8,000円が控除されます。復興特別所得税の創設後は、所得税の控除額が200円増額するために、この増額部分を住民税の控除額から減額する。その結果、寄附金の軽減額に変動がないように調整するというような内容のものです。

次に、3についてです。東日本大震災により滅失した居住用家屋に係る敷地の譲渡期限等の拡大について改正するものであります。東日本大震災で居住用家屋を滅失した者の相続人がその家屋の敷地を譲渡した場合、被相続人が取得した日から所有していたものとみなしまして、長期譲渡所得の特例を受けることができることとするものであります。なお、譲渡所得においては、所有期間により税率が異なり、長期譲渡所得の税率は5%、短期譲渡所得の税率は9%となります。

次に、4についてです。県民税利子割の納税義務者について、法人を除外し個人に限定するものであります。

次に、5及び6についてです。国債等の特定公社債等の利子等について、県民税利子割の課税対象から除外し、県民税配当割の課税対象とするなど、公社債等に対する課税方式を変更した上で、上場株式等の間で行われる損益通算等の範囲に特定公社債等を追加し、これらの中で利子、配当及び譲渡損益の損益通算等を可能とするものであります。なお、次のページの図2に、5及び6の改正内容をまとめたイメージ図を掲載してございます。

次に、7についてです。今般の地方税法等の一部改正に伴い、条例で引用している条項にずれが生じたため、所要の整備をするものであります。

最後に、8の施行期日等です。議案(その3)の表1でございますが、表1は公布の日、表2は平成26年4月1日、表3は平成27年1月1日、表4は平成28年1月1日、表5は平成29年1月1日から施行するもの及び所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 今のところをもう少し詳しくお伺いしたいのですが、なぜ施行期日がこんなにばらばらなのですか。公布の日が、来年1月、再来年、またその次の年と、ちょっと理解しがたいのですが、どういう事情があるのですか。

○小向税務課総括課長 これは銀行等の金融機関の協力といいますか、システムを変更するということが必要でありまして、それらの変更に要する期間によって、このように期間がさまざまに延ばされているということでございます。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号、過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案第 19 号過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 62 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨であります。県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設、または増設の期限を延長しようとするとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容であります。過疎地域内において、県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設または増設の期限を現行の平成 25 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 31 日まで延長するものであります。あわせて文言整理もしておりますが、いずれも省令改正の内容と同一となっております。要件等には変更がないものでございます。

最後に、第 3 の施行期日等ではありますが、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するとともに、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号、企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小向税務課総括課長** 議案第 20 号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 64 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により説明させていただきます。

まず、第 1 の改正の趣旨であります。県税の課税免除の適用対象となる特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を延長しようとするものであります。

次に、第 2 の条例案の内容であります。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 5 条第 5 項の規定による産業集積の形成または産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日の期限を、現行の平成 25 年 3 月 31 日から平成 26 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

最後に、第 3 の施行期日等ありますが、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するとともに、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号、岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、環境福祉委員会に付託された別表第 3 及び別表第 4 並びに県土整備委員会に付託された別表第 7 の改正を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑防災消防課長** 議案第 21 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例のうち、総務部関係について御説明申し上げます。

議案（その3）の65ページをお開き願います。別表第1の総務部関係手数料でございます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により御説明させていただきます。

まず、第1の改正の趣旨であります。危険物取扱者試験、消防設備士試験及び三種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の指定試験機関等の名称の変更に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容であります。今般の公益法人整備の改革により、平成25年4月1日付で財団法人消防試験研究センターが一般財団法人消防試験研究センターに名称変更したことに伴い、(1)につきましては消防法に規定する危険物取扱者試験の、(2)につきましては同じく消防法に規定する消防設備士試験の指定試験機関等の名称を変更しようとするものであります。

続きまして、議案（その3）の66ページをお開き願います。これにつきましても、条例案要綱の第2、条例案の内容の(3)に記載してありますとおり、社団法人全国火薬類保安協会が公益社団法人全国火薬類保安協会に名称変更したことに伴い、火薬類取締法に規定する三種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の指定試験機関等の名称を変更しようとするものであります。

最後に、第3の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五月女市町村課総括課長 続きまして、政策地域部関係について御説明いたします。

同じく66ページの中段の別表第2の政策地域部関係手数料でございます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

1の改正の趣旨ですが、今回の改正は、行政書士試験の指定試験機関等の名称を変更しようとするものでございます。

2の条例案の内容でございますが、これは行政書士法第4条に規定する指定試験機関である財団法人行政書士試験研究センターが平成25年4月1日付で一般財団法人へ移行したため、名称を一般財団法人行政書士試験研究センターに改めようとするものでございます。

3の施行期日ですが、同じく公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○及川あつし委員 議案について異議はございません。参考のために伺いますが、この議案が発生した事由で、今説明がありました公益法人改革の関係で、法務学事課ですか、全県的にこれまでかなり手間をかけてやってきたと思うのですが、公益法人への移行に関してどういう状況になっているのか。あと何か問題がないかどうか等について、念のためお知らせいただきたいと思っております。

○細川法務学事課総括課長 公益法人の移行への状況についてのお尋ねでございますが、移行への施行時は337法人ございましたが、そのうち現在移行のための手続、申請等を行っているのが、6月30日現在で275法人ございます。これらにつきましては、現在審査中ということでございますが、6月30日時点で申請がなされていない法人が62法人ほどございます。全体の中でおよそ2割の数となっておりますが、これらにつきましては、現在それぞれの法人に対しまして、スケジュール、申請の時期等につきまして、こちらからも照会をかけて調査をしております。いずれ移行を予定している法人につきましては、できるだけ早期に申請を行うよう商工労働観光部を通じまして、また当課を通じまして、申請を指導するよう支援を行っているところでございます。

○及川あつし委員 わかりました。私も突然思いついたのですが、公益法人改革の期限が決まっていたと思うのですけれども、状況によっていろいろ見直しがあったと思うのですが、これが現状ではどうなっているのかということと、あとは2割がまだ未決着というような状況で、前も申し上げましたけれども、解散することになれば、県に財産が移行するような法人もあって、どういう処理をするかという問題を抱えているところもあるようですし、公益法人改革をやるために、事務費だけでもともと持っている基本財産が飛んでしまうようなところもあるとかいろいろ聞いているのですが、問題をどのように把握しているのかだけ、最後にお聞きしたいと思います。

○細川法務学事課総括課長 先ほど申し上げましたとおり、まだ未申請の法人は、約2割ということでございますが、申請期限が本年の11月30日までとなっております。それまでに申請がない場合には解散と見なされるという取り扱いになります。いずれにしましても現時点で移行を希望している法人について、その申請がなされていない状況につきましては、事務手続的な部分でいろいろと問題を抱えている法人もございますので、その辺につきましては当課、あとは所管課を通じまして、いろいろと支援しているところでございます。

また、移行に当たりましては、内部でいろいろ決議等をする手続もございますので、そういった面で特に大きな支障があるのかどうかということにつきましては、個別に所管課を通じて伺っているところでございますので、できるだけそういったことを早目に処理するように、こちらのほうからも定期的に各課を通じて法人のほうに指導、支援を行ってまいります。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**宮管財課総括課長** 議案第 22 号地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案（その 3）の 70 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案要綱により御説明させていただきます。

まず、第 1 の改正の要旨でございます。本県の延滞金条例の延滞金の割合につきまして、地方税と同様の取り扱いとすることで制度設計してございますが、平成 25 年 3 月 30 日付で地方税法が一部改正され、延滞金の割合を引き下げる措置が講じられたことから、本県におきましても延滞金条例を改正いたしまして、延滞金の割合の特例を改めようとするものでございます。

次に、第 2 の条例案の内容でございます。延滞金条例の附則第 3 項におきまして、納期限後 1 カ月を経過後以降の延滞金の割合について、新たに特例を設けるとともに、納期限後 1 カ月以内の延滞金の割合の算出根拠となる特例基準割合の定義を変更するものでございます。

改正に伴う具体的な延滞金の割合については、参考の表をごらんいただきたいと存じます。納期限後 1 カ月を経過後以降の延滞金の割合につきましては、条例の本則において 14.6%の割合としているところで、新たに特例を設けたことにより、現時点での想定でございますけれども、特例基準割合 2%に 7.3%の割合を加算した 9.3%の割合。納期限後 1 カ月以内の延滞金の割合につきましては、条例の本則において 7.3%の割合としているところ、現行の特例では 4.3%の割合を適用しているところでございますが、改正によりまして、特例基準割合の 2%に 1%を加算した 3.0%の割合となるものでございます。

最後に、第 3 の施行期日等でございます。延滞金の割合に関する地方税法の一部改正の施行が平成 26 年 1 月 1 日からとされているところから、本条例も同様に平成 26 年 1 月 1 日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号、岩手郡滝沢村を滝沢市とすることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**五月女市町村課総括課長** 議案第 26 号岩手郡滝沢村を滝沢市とすることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 3）の 78 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

1 の趣旨でございますが、岩手郡滝沢村の申請に基づき、平成 26 年 1 月 1 日から岩手郡滝沢村を滝沢市とするため、地方自治法第 8 条 3 項の規定により、その例によることとされる同法第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2 の市制施行の概要でございますが、新市の名称は滝沢市、市制施行の予定年月日は平成 26 年 1 月 1 日となっております。市制施行の経緯等でございますが、昨年 12 月 14 日に滝沢村議会で村を市とすることについて議決し、同月 25 日に知事へ申請があり、その後、総務大臣と協議を行い、本年 3 月 15 日に同意が得られたものでございます。

なお、滝沢村が市制施行となった場合は、本県で 14 番目の市となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号、岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女市町村課総括課長 議案第 27 号岩手郡滝沢村が滝沢市となることに伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 79 ページから 84 ページでございます。内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料により御説明させていただきます。

1 の改正の趣旨ですが、岩手郡滝沢村が滝沢市になることに伴い、関係条例を一括して整備しようとするものでございます。

2 の条例案の内容ですが、今回対象とする条例は、岩手県保健所設置条例など 10 条例ございまして、各条例において岩手郡滝沢村を滝沢市に改めるなど、所要の整備を行おうとするものでございます。

3 の施行期日は、市制施行予定年月日でございます平成 26 年 1 月 1 日としております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○五日市王委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○及川あつし委員 議案第 26 号、議案第 27 号については、滝沢村が市に移行することで異議ありません。お伺いしたいのは、市制施行に伴って、さまざまな権限の移譲があると思うのですが、これからどういう流れでいくのか、スケジュール等について、概要で結構ですでお示しいただきたいと思います。

特に隣接する盛岡市にさまざまな意味で影響が出てくるものと推察しているのですが、そういう観点からいうと、スケジュールを改めて明確にして手続をしたほうが良いと思うところから質問しているところでありますので、スケジュールについて概要をお示しいただきたい。

○五月女市町村課総括課長 滝沢村が市制施行された場合ですが、権限移譲につきましては、市制に移行します平成 26 年 1 月 1 日から移行することになりまして、特に生活保護に関する新たな事務が生じることになりますが、現在でも人事交流などを行いまして、職員を派遣して事務処理の手続等を行っており、また県にも研修生を迎え入れているところでございます。そのほか、法律に伴いましてふえる事務等につきましては、全て平成 26 年 1 月 1 日から移行することになります。以上でございます。

○及川あつし委員 機械的に移るだけなのか、実質的な住民生活に関連する権限移譲がないのかどうかをもう少し吟味していただいて、必要があるのであれば早目に周知徹底してもらったほうが良いと思ったので今聞いたのですが、もう少し細かく説明してもらっていいですか。生活保護だけでいいですか。

○五月女市町村課総括課長 生活保護以外にもさまざまな事務がございますけれども、まず生活保護といった住民生活に一番近いものについては、やはり影響が大きいということで、数年前から職員を受け入れてきております。また、市制施行により事務が変わることに伴いまして、住民への周知等といったことについては、滝沢村と一緒にあって、滝沢村でもホームページ等で説明したり、住民説明を行っておりますが、県としましても支援と

いいですか、あわせてサポートできるように体制を整えていきたいと考えております。

○及川あつし委員 ちょっと認識が違うのかもしれないですけども、逆に言うと、盛岡広域振興局が持っていた権限を滝沢市がやるということになる部分もあるわけですね。そういう観点で、きちんと我々に整理して説明をもらった経緯があるようでないような感じがするので、もう一度改めて市制施行が本格的に決まることに伴って整理してもらいたいと思うのですが、その点についての認識はどうですか。

○五月女市町村課総括課長 具体的に市になることに伴う事務の内容でございますが、生活保護につきましては、福祉事務所の設置などが出てきますけれども、そのほかの事務としましては、例えば助産施設、母子生活施設への入所ですとか、例えばあとは・・・。

○及川あつし委員 ゆっくり答弁してください。聞こえません。

○五月女市町村課総括課長 生活保護の決定については、前に申し上げました。それから、児童扶養手当の受給資格の認定、支給、また知的障がい者の援護の実施など、こういったものは従来からの項目としてございます。そのほか、先般の第2次地域主権一括法によりまして、新たに事務も移管されてございますけれども、例えば墓地等の経営の許可というものもございまして、こういった中には従前県が行っていた事務を市が行うということもございまして、その辺については事務が滞ることがないように連携してやっていきたいというふうに思っております。

○及川あつし委員 質問をよく聞いて答弁してもらっていいですか。整理をして説明してもらいたいのですけれども、どうですかと聞いているのです。どうですか。

○五月女市町村課総括課長 事務の内容について、整理の上御説明させていただければと思います。

○五日市王委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号、損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤総合防災室長 議案第39号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償

の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その3）の96ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております説明資料により御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨であります。平成24年7月4日に発生した岩手県防災航空隊の訓練中の死亡事故に関する損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償の相手方ではありますが、死亡した隊員の妻である、●●●●●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●さんと御両親2名、計3名でございます。

次に、3の損害賠償の額ではありますが、逸失利益、慰謝料、葬儀関連費用等の相当額については、弁護士会の基準あるいは判例等をもとに算出しました1億895万5,604円としようとするものであります。

4の和解の内容及び損害賠償の原因ではありますが、(1)の和解の内容といたしましては、損害賠償の額を3の損害賠償の額のおりとし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

また(2)の損害賠償の原因としては、平成24年7月4日、岩手県防災航空隊所属の千葉弘樹隊員が、花巻市石鳥谷町大瀬川地内の葛丸ダム湖で行われた水難救助訓練中に死亡したことによるものであり、訓練の実施に際し、県の安全管理に瑕疵があったことから、相手方がこうむった損害について民法第709条の規定に基づき賠償するものであります。

最後に、5の安全対策の措置状況ではありますが、昨年度取りまとめた事故の検証報告書に掲げた訓練時の装備点検でありますとか、要領、マニュアル等の整備など11項目の安全対策を着実に推進するとともに、毎年7月4日を岩手県防災航空隊安全を誓う日と、7月1日から7日までを安全強化週間と定め、安全に対する意識及び知識の向上を図ることとしたところでありまして、今年度につきましては、去る7月4日、追悼行事、安全点検を実施したところでございます。今後においても、常に安全対策の追加や見直しを行いまして、その充実を図っていくこととしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**五日市王委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第 66 号、被災ローンの法整備を求める請願を議題といたします。

本請願については、去る 4 月 16 日の当委員会において、採択と決定し、あわせて本請願は関係機関に対する要望を求めるものであり、意見書を提出することとし、意見書については次回以降の当委員会で検討することとしていたところでございます。

つきましては、意見書の発議についてお諮りいたします。去る 4 月 16 日の当委員会で採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**五日市王委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**五日市王委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。

○**及川あつし委員** 中身については、おおむねこれでいいと思うのですが、先日報道された事案について説明できるのであれば、当局にお伺いしたいのですが、受け付けられた債務整理の案件が相当期間放置されたという事案がありましたけれども、新たな事案だったので、必要があるのであれば、状況を聞いて、文言に入れるべきかどうか確認したいのですが、聞いてもよろしいですか。

○**五日市王委員長** はい。

○**佐野生活再建課総括課長** 先週報道されました本県の男性の相談が放置されたという事案についてであります。個人版私的整理ガイドライン運営委員会は東京に本部がございますが、そちらに岩手支部で相談を受け付けたものを上げています。それが本部からフィードバックされずに時間を要していたという事例でございます。

早速この報道を受けまして、個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部に事実関係の確認を行いました。その結果、新聞報道のとおり、4 カ月間放置されたという事案が 1 件あったということで、ほかに同様の事例がないかということを確認したのですが、それについてはないという回答でございました。県としては、被災者の生活再建を支援する観点から、今後の再発防止、それからガイドラインの適切な運用について、先日申し入れたところでございます。

○**及川あつし委員** そういう重大な事案が一つあったということなのですが、復興局としてどう認識しているのかお聞きしたいのは、たまたま放置事案があったのか、それとも受

け付け体制の本質的なところに何か問題があると認識しているのか、どうでしょうか。伺ったところでは、担当者が少ないという問題があって、一人の担当者が数十件も抱えているのが当たり前だというような状況に恒常的にあると聞いているので、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○佐野生活再建課総括課長 当該事案が発生した背景には、確かにそういったことがあるということは個人版私的整理ガイドライン運営委員会から聞いてございます。特に該当事案のときには、非常に受け付け件数が多くて大変な時期であり、本部に多く集中する時期であったというようなことも聞いてございますので、体制強化ということも申し入れしているところでございます。

○及川あつし委員 ということでもありますので、今回の意見書は、法整備を求めるものがありますので、どこかに引用として、そういう事案も生じたみたいなのが入ればいいのかもわからないのですが、そこは五日市委員長にお任せします。

○五日市王委員長 では、文言の整理につきましては、当職に御一任をお願いいたします。ほかに御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 ほかになければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋元委員 現在、施行されている参議院選挙についてお尋ねしたいのですが、県選挙管理委員会としては、この選挙ではどういう業務をされたのか。立候補の届け出事務等のほかに、各市町村の選挙管理委員会との連携というものはどのようになっていますか。

○五月女選挙管理委員会事務局書記長 今回の参議院選挙でございますけれども、国政を担う参議院の選挙であり、非常に重要な位置づけと考えております。選挙管理委員会としましても、みずからの体制以外に、市町村の選挙管理委員会とは常に連携、連絡をとり合い、意見交換をしながら、事務の体制に努めておりますし、また一部沿岸部の選挙管理委員会で人手が足りないというようなところにつきましては、振興局から応援職員を派遣するなどしてフォローしているところでございます。

○高橋元委員 昨年末の衆議院選挙のときにも感じたのですが、市町村が設置する公設の掲示板の位置を示す図面というのは、市町村によって取り組みが非常にばらばらなのです。ある町に行くと、1枚物の紙にぼつぼつと掲示板の場所だということによこされるところがあるのです。もちろん下には住所があるのですが、その住所も何々町内、何々宅前の塀とか。市町村議会議員の選挙で、地元の人であればこの場所はわかる。とこ

ろが、衆議院とか参議院になりますと、エリアが広がるし、よそから掲示板にポスターを張りに行く方もあるわけです。その方はその地図で果たしてわかるのかというと、これはわからないのです。1カ所を探すのに1時間も2時間もかかってしまうということ、あるいは張り忘れが出てくるということが往々にして見られるわけです。それが1点。

それから、二つ目には、掲示板の種類なのです。市町村によっては、合板製のものとか、あるいは場合によってはアルミ製といったところがあるわけです。ですから、当初は、例えば画鋸でとめようと思って計画を組んでいたら、ある日アルミ板になっているという連絡が入って、では裏を両面テープにしなければならないというような対策も急にやらなければならない。そういうこともあって、本来であれば立候補の届け出説明の際にその辺の情報もあれば、選挙に立候補する側としては、いろいろな面で問題ないのかなという思いをしておりました。こういう全県を対象とする選挙については、できれば各市町村、同じようなレベルで事務が進むようにしてほしい。ぜひそのことを県選挙管理委員会としても、どの市町村のレベルが望ましいのか、点検をしていただきたい。

私は4区ですので、去年の暮れですと、奥州市の地図が立派だった。しかるに北上市は大変だったということで、北上市に改善を要望して、今回改善してもらいましたけれども、同じようなことが金ケ崎町にもあるし、西和賀町にもあるということで、やはり選挙の公平さということも考えれば、その辺も県としては少し取り組みを進めていく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○五月女選挙管理委員会事務局書記長 今高橋委員に質問していただいたとおり、例えば地図につきましても、ある市町村におきましては、専用のソフトを使いまして、非常に丁寧に地図を作成してお配りしているというところもあれば、そうでないところもありますので、御指摘いただいたように、優良事例をほかの市町村にもしっかり周知して、できるだけ統一した方針でやりたいというように我々としても指導してまいりたいと思っております。

○伊藤勢至委員 沿岸の復興に大変重要な役割を果たすと思っておりますJR山田線の問題について、確認も含めてお伺いしたいと思います。

そもそも山田線といいますのは、古くからの沿岸のテーマでございまして、内陸部と沿岸部を結ぶ鉄道建設を求める声は、明治時代のころから叫ばれておりましたが、急峻な北上高地を越えるため、建設計画はなかなか具体化しなかったのがございます。そういう中であって、大正時代になり、盛岡市出身の宰相原敬先生が建設の必要性を強く訴えたことで、ようやく動きが出てまいりました。

そして、この計画を国会に上程したところ、議員から、そういう田舎に線路を通して猿でも乗せるつもりなのかと質問が出ました。それに対して原総理は国鉄法では列車には猿は乗せないことになっておりますと。本当にその心中を考えますときに、同じ岩手県の人間として、この野郎と思う気持ちがあったと思うのです。そういうことから始まった山田線ということについて、若い方は知らなかったり、あるいは忘れているかもしれませんが、

そもそもこういうことがあったということについて、当局の担当としては、どのように思われていますか、お伺いします。

○佐々木交通課長 今伊藤委員から御指摘ありましたとおり、山田線につきましては、県民なり沿岸の住民にとっての悲願ということで、本当に悲願の路線だと認識しているところでございます。

○伊藤勢至委員 いずれ中央からはそういう目で見られてきた東北だと、岩手県だということ根っこに持っていないと交渉の場に臨めないという心構えをまず持っていただきたいと思います。

その後、昭和9年までに宮古市まで、そして昭和14年に釜石市まで開業されたということで、沿岸の人間は、これで風穴があいたと大変喜んだわけですが、昭和21年のアイオン台風による土砂災害で、松草から墓目間の50キロメートルが寸断をされた状況になりまして、このときに宮古地域では相当多くの死者も出ておりますけれども、寸断をされた山田線は、8年かかって復旧をしたわけでございます。

さて今度は、国鉄からJRに変わりました。そのころだと思いますけれども、まず東北新幹線は盛岡から大宮までの暫定開業をいたしました。その後大宮から上野、上野から東京へと乗り入れをしていったわけですが、このときは国鉄でありましたので、全額を国のお金でやりました。その後ようやく盛岡から八戸、あるいは秋田まで延伸をしようという議論が巻き起こりまして、その際に、私の記憶では岩手県は1,000億円の負担を強いられたとっております。岩手県が1,000億円、秋田県、青森県も1,000億円とっておりますが、私はすぐ四捨五入をして大きな数で覚える癖がありますので、岩手県がこの際幾らの負担をしたのかをまず確認したいと思います。

○佐々木交通課長 東北新幹線の盛岡から八戸間の整備ということで、岩手県として負担を求められたわけでございます。盛岡から八戸間の整備のために、総額で約962億円、総事業費でいいますと21%の負担を求められ、支出しているところでございます。

○伊藤勢至委員 たしか工藤知事の時代だったと思いますけれども、議会の傍聴に来て、決議をされたことを見たのを思い出しているところです。一方、八戸まで延びて、今度は青森まで延びる。さらにこれが北海道に渡っていく。こうなりますと、青森県はさらに負担を強いられているのだと思いますが、北海道に入るとまいますと、北海道開発庁という組織は解体されておりますが、この機構は残っておりまして、約4,000億円ぐらいのお金がついているのです。だから、北海道は手つかずでこれを延ばしていける。私は不公平だと思っております。

したがって、そういうことがあったということは今後JR側との交渉の中で、根っこの中に覚えていただきたい。我々は同じ会費を払っているのに扱いが同じではないと。つまり足らざるを憂えるのではなくて、等しからざるを憂えるのだと言った、かつての衆議院議員がいたようではありますが、まさにそのとおりだと思います。そういうことを根っこに置いていただきたいと思います。

それから、原敬はそれ以後、自分の活動の基本として、号を一山とします。これは、白河以北一山百文、つまり白河よりも北は一山百文の値打ちもないということで、いわゆる中央から見下されたというか、そのような気持ちで向こうは見てきたのだということを絶対忘れられないというふうに思います。河北のネーミングも、この白河以北一山百文からきている。後で覚えておいてください。

そういう中で、今回数字が出てきたように思っております。総額でJ R山田線の復旧は210億円であり、140億円はJ Rが負担しましょう。あと70億円は地元が負担をしてくださいという数字が出てきたように思います。そうしますと、今J R山田線の復旧については、岩手県がボールを投げ返されている状況ではないのか。被災しているのは宮古市、山田町、大槌町、釜石市ですから、残りの70億円を、仮に宮古市と釜石市が20億円ずつ、これで40億円、そして山田町と大槌町が15億円ずつ、これで70億円となりますよね。

それで、これは国鉄のときはすぐダイレクトに国のお金を入れるによかったのですが、J Rになりましたのでダイレクトに入れられないということから、恐らくまちづくり交付金の中にはめ込んでくるのだと思います。そうしましたら、宮古市と釜石市と山田町と大槌町は、いち早くまちづくりのためにこのくらいのお金がかかるという計画を出していかなければいけないのではないかと私はそう思います。

ただ、これは公共機関としての面も持っておりますので、J Rにはそこまで踏み込んで頑張っていたかなければならないと思うのですが、今の状況は我々のほうに投げかけられているのではないかと。したがって、早く復興計画を立て、その中に20億円なり、15億円なりの計画を立てて、交渉していくほうがいいのではないかと。一番先にJ R八戸線が復興しましたよね。そして、さらに宮古駅、釜石駅、大船渡、気仙沼の駅をリニューアルしました。まずこれが2点目。

そして、前も言いましたが、J R東日本の社長が昨年でしたか、6月に交代をした際に、岩手県選出の国会議員団のところに御挨拶に歩いて、J Rとしては三陸鉄道との関係もありますので、やはりJ Rでやっていかなければならないのかなと思っておりますというようなお話をされたら、菊池長右衛門前衆議院議員から伺ったところでもあります。したがって、それらをベースにし、この数字が出てきたことをあわせ考えますと、今ボールは岩手県側にある。そして、早く市町村の復興計画の中に盛り込んで交渉していかなければならないのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。これは中村政策地域部長の答弁をお願いします。

○中村政策地域部長 今伊藤委員からお話がありました地域住民の方々の悲願であるといったようなお話、また新幹線建設におきましても県が多大な負担をした中で、今J Rが新幹線を運行しているといったようなことも、我々は重々踏まえながら、これまでもJ Rと鋭意交渉を進めてまいったところでございます。

復旧経費のお話でしたが、総額で210億円のうち、現況復旧分ということで、J Rは140億円程度については負担する用意がある。70億円につきましては、今それぞれ

の市町村の復興事業の中で、復興交付金を活用して極力対応するというので、それぞれの市町村も復興庁に申請を出してございます。かなりの部分は、何とかめどがつきそうな状況にあるのではないかと我々としては認識をしてございますが、一部まだ、駅を移転するとかそういった部分についてまだはっきりしないところがありますので、そういったところについてもいずれ詳細について、国、またJRと調整を進めながら、できるだけJR山田線の復旧につきましては早期に復旧のめどを立てて、JR側から復旧するというような方針を引き出したいということで、現在対応しているところでございます。

○伊藤勢至委員 新幹線は、JRの中で、相当もうかっているのですよね。JR東日本の新幹線部分、そしてJR東日本の会社全体としての利益はどのくらい出しているのか、一応確認をしておきたいと思っております。

そして、JR山田線に乗った人が盛岡に出てきて、東北新幹線に乗って東京に行けば、大体山手線に乗って動くのです。全部同じラインですよ。だから、そういうところの大きな広がりを考えれば、やはりJR東日本はJR山田線を早く復旧するという公共的な使命があるということでやっていただかなければならないと思っています。

先般もある団体が主催をして署名活動が行われました。トータル41万人の署名が集まりました。岩手県の3分の1です。私も1万人を目標に集めましたが、残念ながら8,500人までしか届きませんでした。そういう中で、今被災した市町村が提案力、企画力を問われていると思います。同じラインに浸っていたのでは、乗る人がふえない。乗る人をこういうことによってふやしますよということもなければいけないと思っています。

私は随分早くに、宮古市の磯鶏駅をもうちょっと南下させて宮古短大駅にするべきだと提案をしてまいりました。あそこには、県立宮古短期大学、国立海上技術短期大学校、高校が二つ、中学校、小学校、したがってあの地域は学生街にできると思っています。そういう提案をしながら、このことによって乗客がふえますという企画力が問われていると思っています。

宮古駅を出てすぐの小山田鉄橋というのが流されましたので、それをもうちょっと上流側に持って行って、磯鶏に出たら、宮古市道と交換する。JRの線路よりも西には津波は行っていませんので、線路をもう少し高くすれば、それはそれで第2次防潮堤になり得るといったものが問われているのだと思います。

したがって、被災をした市町村は忙しいかもしれませんが、復旧、復興の前に、まず計画を上げてこい、いい形を持ってこい、お互いに力を合わせていこうやということにいかなければいけないのではないかと。しかも、明言をしていないと言っていますけれども、先ほど言ったJR八戸線の件、駅舎リニューアルの件、JR東日本の社長が国会議員に挨拶をした件、今度の数字の件からはやる気は十分にあるのだと、ただまだ反応が来ないというところを見きわめているのではないかと。思うのでありますが、今後の対応も含めて伺って終わります。

○中村政策地域部長 JRにつきましては、首都圏での鉄道事業、また新幹線といったよ

うな幹線交通で、会社そのものとしては、かなりの利益を出している企業だと認識してございますので、岩手県のような地方部の過疎地域の路線についても、しっかりとそれを守っていくという交通事業者としての責務があると我々としては考えていますので、そこはぜひ会社全体としての経営の中で、しっかりと過疎地域の足も守ってほしいと考えております。

それで、今伊藤委員から、地元としてもいろいろな利用促進策を具体的に提案していただきではないかといったお話を頂戴しました。現在地元として、県、沿線の市町、それから国も入って、利用促進検討会議というのを開催してございます。先月には首長にも御説明をし、その方向性も御了解をいただいております。そういった部分を具体的にJR側にぶつけていながら、ぜひとも早期の復旧の方針を引き出したいということで、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

○**五日市王委員長** この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**五日市王委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

○**久保孝喜委員** 午前の質疑に関連して、伊藤委員からも本質的なJRの復旧問題について質疑がございました。私もその点に関して、毎度のことなので、いささかネタ切れの状況もございますけれども、しかし本質的には復興にとっても、非常に大切なことだと思うのです。伊藤委員からは、ボールが我がほうに今投げられているという話がございました。確かに現象面ではそうかもしれませんが、私は本質的にはJRが復旧をすると言明していない以上、ボールはJRの側にあつて、まだ試合開始になっていないということなのだと思うざるを得ないわけです。結局復興、復旧にとっても、これほどの社会資本を有する民間会社が復旧そのものを1メートルもやっていないという点においては、これは社会的責任をとらざるを得ないということもさんざんこれまで申し上げてまいりました。

さらには、発災後の当初、2011年4月5日、当時の清野JR東日本社長が全て復旧させるのだと言明をしているという事実もございます。しかし、その後、役員交代などもあつたりして、今日に至っているわけなのですが、そんなことはないと思うのですが、当時の清野社長は東北の仙台市出身ですが、現在の社長は東京都出身ということなそうですから、しかも現在の社長は趣味がドライブという、余り笑えない話があつたりして、そういうことではないと思いますが、いずれにしても、残念ながら県において復旧の言質というか、その明言を勝ち取れていないということが最大の出発点であり、本質なのだろうと思ひまして、行政責任は極めて重いと思うのですが、まずその辺の認識からお尋ねしたいと思います。

○**中村政策地域部長** 今久保委員からお話がございました。現実として、JR側からJR山田線、JR大船渡線を含めて、復旧の明言をいただいていないというのは厳然たる事実ではございます。我々もこれは厳しく認識してございます。午前中も申し上げましたけ

れども、一刻も早い復旧の明言を引き出すべく、そこは沿線の市町と連携をしながら、いろいろ今検討もし、ＪＲ側と交渉しているという状況でございます。

○久保孝喜委員 これまでも当委員会あるいは本会議を含めて、この問題は何回も回数を重ねて、質疑も交わされてきました。皆さんからいただいた資料の中にも、ＪＲ山田線、ＪＲ大船渡線に係る国及びＪＲの要望回数は、６月いっぱいまでで既に４２回にわたっているということです。ＪＲ岩泉線についても８回、それぞれＪＲほか、あるいは国土交通大臣、復興大臣、関係大臣に要請をされている。

この一覧表を見て、あることに気がついたのですが、要請活動なるものの中で、例えばＪＲ山田線、ＪＲ大船渡線にかかわっては、当事者であるＪＲとの折衝というのが、６月までのこの２年余にわたって、都合たった３回しかない。もちろん復興調整会議なるものがあるが、さまざまＪＲ側との接触の機会があったのだらうと思いますが、企業の社会的責任を問うという点での折衝のやり方としては、これで十分なのだろうか。しかも、社長と会ったのは、この２年余でたった１回だけです。４２回も総理大臣等と回数を重ねておきながら、当事者である鉄道事業者のトップとはたった１回しか会っていない。そこを含めて、復旧の明言を引き出せていないという現実からしても、不十分なのではないかと思わざるを得ないわけですが、どういう働きかけを行い、かつ調整を図ろうとしてきたのか、その点をもう一度お尋ねします。

○中村政策地域部長 ＪＲ側とは、これまでそれぞれの段階、ルートでいろいろなお話し合いもさせていただいてございます。知事が社長に直接要望したということもございまして、副知事が本社を訪ねて、ＪＲ側の副社長といろいろ要請活動をしたりというようなこともございまして、我々実務レベルはＪＲ側の取締役等といろいろな協議をこれまでも重ねてきているということもございまして。ただ、いきなりトップ同士が会えばすぐに事が決着するというようなことでは決してございませんので、ある程度実務レベルで双方がしっかり納得するような線を基本的に合意できるようなものをつくり上げていくというか、そういったところをしっかりと見定めた上で、またそれぞれのレベルの協議、会談のほうに何とか持ち込みたいというのが現在の状況でございます。

○久保孝喜委員 復旧費用についても提示があつて、その後当然交渉が加速するのだらうなと思つていましたが、残念ながらその後の復興調整会議の頻度という点でも加速されているとはなかなか受け取れない状況があるわけです。しかも、ＪＲ岩泉線の場合は、ＪＲが提示した金額に対して、これにはもうちょっと現実的な数字があるのではないかということで調査もした。今回の復旧費用については、具体的に県としてＪＲ岩泉線同様の検証はするのですか、しないのですか。

○中村政策地域部長 ＪＲ山田線については、総額で２１０億円という金額が提示をされてございます。これにつきましては、今沿線市町等とも精査の作業は実務的には進めてございます。具体的に１４０億円が原形復旧費用、７０億円が追加分ということで言われていますが、ＪＲ側からもこれはマックスの費用であるといったようなお話もいただいていますの

で、具体的にまちづくりの復興の部分がどういった事業内容になるのかといったようなところ、この事業費については密接に関連をしておりますので、事業費部分についてのさらなる精査は、JR側も含めてさらに精査が必要だと認識してございます。

○久保孝喜委員 そもそも論のところを何回も繰り返して恐縮なのですが、結局復旧の言質をとるということが最大の課題になっているという中で、時間がどんどん過ぎていっているわけです。JR東日本の平成25年3月期決算が発表されて、それぞれ大変好調な業績が計上されております。その決算短信の中にも、東日本大震災による影響の反動等に伴う運輸収入が極めて高い伸びを示したと書いています。私なりの解釈をすれば、復興に伴うさまざまな環境の中で、新幹線を中心とした収益が非常に好調になったというようにも読み取れるわけです。つまりそういう形で、県民も含め、この復興の過程の中で、JR側が収益を上げているということのみずから認めているということなのだろうと思いますし、現実も多分そうなっているのだと思うのです。JRに対しては、公共交通機関であるとはいうものの、先ほどの新幹線の敷設の段階での県負担も含めて民間企業の利益の伸長に県民も県も大いに寄与してきた。そういう過去のさまざまな貢献というものをJR東日本にもっと強く主張していくべきだと思いますし、振り返ってみれば、例えば国鉄からJRへの移行に際しては、旧国鉄職員を県職員として採用するなどという貢献も実はしてきたわけです。例えばそれはどれぐらいの人数を採用したのですか。教えてください。

○佐々木交通課長 今お尋ねのありました件でございます。国鉄が昭和62年にJRとして民営化するに当たりまして、本県では昭和61年度から平成2年度までの5年間に、合計で46人の国鉄の職員の方を採用いたしまして、人員の受け入れに協力をしてきたということでございます。

○久保孝喜委員 そういう形で、県が具体的な財政的な負担を伴う協力もしながら今日まで来ているということをもっと明確に県民にもお示しをして、そしてそれでもなおかつこの復旧はしないのですかというぐらいの、企業側の責任を問うという態度をもっと鮮明にすべきなのです。残念ながら、見ている限りは、ちょっと腰が引けているという感じがしてならないわけです。

しかも、最近の動きとしては、県内でも盛岡市にある昔の機関車を整備し直して、これを観光列車として走らせるということです。しかし、そこにかかる費用を県民が見たときに、果たしてそれはそうだなともろ手を挙げて賛成するのでしょうか。あるいはまた、豪華寝台列車の事業がJRでやられている。こういう事業にどれだけのお金がかかっているのか。そのことと1メートルも復旧していないJR山田線を対比したときに、県民感情はどうかというようなことも、私は事例としてしっかり示すべきだろうと思うのですが、例えばSLの復元、寝台列車の運行などの話はどれぐらいの経費がかかるか承知していますか。

○佐々木交通課長 これは、マスコミ報道によればということでございますけれども、盛岡市の岩手県営運動公園にございましたSLの復元に要する費用につきましては、SL本

体の改修費でございますとか、あとは地上設備の整備費といったものを含めまして、合計で20億円と聞いているところでございます。

それから、久保委員からお話がありました豪華寝台列車、クルーズトレインというのだそうですけれども、こちらにつきましては、投資額は50億円ということでございますので、二つ合わせると70億円の投資をJRで進めると認識しているところでございます。

○久保孝喜委員 先ほど来お話があるように、JR東日本というのは極めて優良な民間会社なわけです。当期純利益が1,700億円を超えるというような収益が上がっている会社ですから、さまざまな事業展開をするというのは理解もしますし、それ自体をどうこう言うつもりはありませんけれども、しかし県民にとって今一番望んでいることのまさに交通事業者としての優先順位が、SLの復元であったり、豪華寝台列車なのかという思いは、これはぬぐい去ることはできない。

そういうことも含めて、社会的責任、交通事業者の責務というものをもっと追求するという姿勢が県の側になれば、私は世論形成にもなっていないし、ある意味、JR東日本の最終判断を引き出すという動きにもつながっていないのではないかと、その点に大きくストレスを感じてしまうわけなのです。そういうあからさまな企業論理という側面について、私はそういうふうに思うのですが、いずれそういう本質的なところで世論形成をしていくということは、一方で必ずきちんとやっていかなければならないと申し上げておきたいと思います。

さて、先ほど来あった地元での利用促進の検討についてですが、これも私の思いとしては、利用促進は、当然必要です。地域の公共交通をどうするのかということを考えたときには、行政の責務たり得る課題ではありますけれども、しかし何かJRの回答を引き出すためにこの議論が重要なのだというような雰囲気での議論が繰り返されることについては、いささか感情的には余り納得できるものではありませんけれども、一体その成果はどの時点で、どういう形で示そうとされているのか、その進捗状況、あるいは具体的な例などがあればその例を、さらに復旧に向けて議論というのがどういうふうに活用されていくのか、この辺を提示していただきたいと思います。

○佐々木交通課長 今久保委員から御指摘がありました利用促進策の検討についてでございますが、これは昨年の11月に復興調整会議の場で、JRから、地元としての利用促進策を検討してほしいという、言ってみれば球を投げられたという状況がございました。そういうことでございまして、手前どものほうとしても、沿線の市町と連携しまして、5月1日に利用促進検討会議を立ち上げまして、これまで3回、メンバーとしては沿線市町、県のほかにJRにも入っていただきまして、ほかに学識者の方、復興庁にも入っていただきまして、地元として取り組む利用促進策について議論を深めたところでございます。

この中身につきましては、6月24日に沿線首長会議を開催いたしまして、そこでお認めいただいたということでございます。これを今後どのようにというところでございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げたとおり、復興調整会議でそういうボールを

投げられたということでございますので、復興調整会議の場面で、昨年度検討をしてほしいというお話があった件について、このような形できちんとまとめましたので、一日も早い復興をお願いしたいという形で働きかけてまいりたいと思いますし、あとは今後要望する機会もつくって、地元としてもしっかり取り組んで、一日も早く復旧してほしいという形で、強く働きかけていきたいと考えております。

○久保孝喜委員 最後になりますけれども、一連の質疑の中で、繰り返し申し上げているように、JRの社会的責務というところを基本に据えて協議をしていかななくてはいけないということはそのとおりだろうと思います。その上で、ことしが基盤的復興の推進年だと言う限りにおいては、少なくとも今年度中に具体の復旧がJRで進まない限り、事実上、岩手県はJRに復興そのものを否定されたと考えてもいいぐらいの話だと思うのです。まさに基盤的と言うからには、交通インフラが最大の鉄道でありますから、そこが復旧できるのかできないのかすらわからないというのでは、基盤的復興の推進年などというのは、ちゃんちゃらおかしい話になってしまうわけで、そのJR側からの回答を引き出す、明言をさせるという期日設定などを突きつけるとか、何か具体的なアクションとして、例えばタイミングがあるとおっしゃるけれども、社長に会う時期をここに定めたいというようなスケジュール感を、この際、中村政策地域部長に示していただきたいと思います。

○中村政策地域部長 ただいま久保委員からお話がありましたJR側の社会的責任というのは、それは第一義的にJR側が負っている大きな責任だろうと思います。我々としても、何としても早く、JR側が復旧するということを明言して、一刻も早く復旧工事に着手をしていただきたいと、これまでも何度も申し上げてまいりました。

先ほど久保委員からお話がありました、県が国鉄からJRに移行するときに職員を受け入れた、その他、新幹線建設において多額の負担もしたといったようなこと等々ございます。そういったことも、改めまして我々としてもしっかりJR側に伝えていきながら、期限の設定というお話もございました。それは、私としてもできるだけ一刻も早い回答をしていただきたいという思いでいっぱいでございますが、いつまでにということはなかなか今この場で申し上げかねますけれども、引き続き全力で当たってまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 関連の関連。久保委員とやりとりをする気は毛頭ありませんが、ボールがどっちにあるかは置いて、私が言いましたのは、地元からの提案を待っている状況にあるのではないかということが言いたかったわけでありまして。例えば宮古市の場合なのですが、宮古市の南側の、かつて操車区域に使っていたところが、現在清算事業団が持っている土地でありまして、今宮古駅には残念ながら南口というのがなくて、宮古駅におりた宮古高校に通う子供たちは、ぐるっと一回りして学校に行く。したがって、清算事業団の用地を岩手県が取得して、そして今一番困っている宮古警察署の行き場がないから、ここにはめ込んだらどうだといったことをやるのは宮古市よりも懐の広い岩手県がやったほうがやりとりに一番合っているという提案をしたところでありまして、宮古市は何を思っ

たのか、自分たちが取得をするということを出し過ぎてしまいました。だけれども、懐のぐあいからいったら、私は宮古市では難しいと思います。復興交付金に来て、そこをかうだけで終わってしまったら、復興そのものが成り立たないと思うのですが、宮古市がそう考えたそうですから。ただ、そういう提案をして、その結果乗降客をふやせませすというのを待っているのだと思うのです。

ですから、ボールの話ではありませんけれども、いずれオウンゴールにならないように、アクションを広めるためにも、今までの鉄路をそのままの場所に戻すのではなくて、あなた方の知恵をかしてやって、ちょっと変えることによって集客増につながるものを、むしろ宮古市と釜石市と山田町と大槌町の復興計画の中に入れて込んでください。したがって、復旧してもペイできますよということにさせていただきたいという思いでありました。感想をひとつ聞いて終わります。

○中村政策地域部長 今伊藤委員からもお話がございましたが、まさしく地元から利用促進を具体的に提案をしていこうということで、今進めております利用促進検討会議なるものも、具体的にJR山田線のそれぞれの駅ごとに、こういった取り組みをやれば、より使っていただくお客さんがふえるだろうということで、今鋭意市町と一緒に検討を進めてございますので、そこはぜひ我々としても、地元から具体的な提案をJR側にしっかり突きつけをいたしまして、こういった取り組みは地元でもしっかりやるので、JR側としてもぜひ一刻も早く復旧してほしいということを引き続き強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 最後の一つ、要望だけですが、三陸を縦断する鉄路は、最終的には八戸市から仙台市までつながって、初めて役に立つのだと思います。仙台市から出て、途中でバスに乗り換えて、また汽車に乗りかえて来るなんていった場合、修学旅行、あるいは定年後のお年寄りの方たちは絶対に乗ってこない。そういうことも考えて、オール岩手の沿岸振興という場合には、一気通貫でつながらなければならないということを根っこにぜひ持っていていただきたい。終わります。

○及川あつし委員 一般質問に引き続いて災害関連死の関係について伺いたいと思います。

まず冒頭、質問の趣旨の具体については一般質問で述べましたけれども、2年4カ月たとうという中で、行政の皆さんも前例のない中でいろんな行政事務を執行してきて、それぞれの場面で最善を尽くしてやってきたという前提を私は持っています。ただ、何事もベストというのはないわけであって、ある一定の期間がたてば、見直さなければいけない分も多々あるかと思えますし、今回、時あたかも年度で当局の幹部の職員も大分かわられて、もう一回見直すところもあるのであればしっかり見直してほしいという趣旨で質問をいたしました。

正直、答弁をつくられた皆さんはベストだと思って答弁をされたと思うのですが、私の中では過去最低の答弁でありまして、非常に残念でありましたし、何でこんな答弁になる

のかなと率直に思いました。私は当委員会で、例えば認定基準がどうだとか、審査会にいるドクターの方と弁護士の方はどういう議論があって、どっちが正しくてという議論をしようと思えば題材はたくさんあります。ただ、そこは当委員会にはふさわしくないと思いますし、個別な案件になっていくと悲しみを乗り越えようとされている被災者の皆さんに、また新たに变な事態に至らせるのは本意ではありませんので、1点どうしても答弁していただきたい部分は、立ちどまることはできないかもしれないけれども、一旦振り返って、改善するところが本当はないのかどうかをもう一回やってみますという答弁が欲しいのです。それだけではっきり言って十分なのです。

なぜかという、各委員の皆さんにも改めて御理解をいただきたいのは、発災から2年4カ月たって、繰り返しになりますけれども、福島県においては災害関連死の認定率が86.8%、宮城県が76.9%、岩手県については64.3%ということで、福島県から比べたら22.5%も認定率が低い。そして、宮城県と比べても12.6%も低い。何でこんなに認定率が乖離しているのか。山田町の審査委員会と岩手県においても9%ぐらい低いのです。それは具体の申請案件を積み重ねていって、最終的にたまたまそうなったということなのか、どうなのか。審査に携わっているいろんな専門家の方々からは、こういう基準で運用しているから低いのではないですかという具体的な指摘もあると思うのです。

私にも、これまで一般質問の質疑をオンデマンドで見られた方もいて、具体的なメールがたくさん来ていますけれども、それらを含めて、一旦何でこういう状況になっているのか。最後、佐々木理事兼副局長から、他県との認定率の関係を考慮して判断しているわけではないというような趣旨の答弁がありましたけれども、そうかもしれないけれども、結果としてこういう数字が出ているのだから、本当に今の審査会のやり方に改善点はないのかどうかということを振り返ってやらないのですかとというのが私の全ての質問の本質です。

知事からは、今後も適切な審査が行われるものと期待していますという答弁ですから、では今までは100%適切な審査だったというようにもとらざるを得ないですね。そうなると、今の審査会のあり方についてもう少し、基準の運用が法律的に違うのではないかとか、立法趣旨と明らかに違うのではないかとか、ドクターの皆さんがやっていることは、立法趣旨からいうとちょっと違うのではないかとか、いろんな争点があると思うのですけれども、そういうものも含めて、先ほど来申し上げている認定率のばらつきの中から、改善点があるのか、ないのかというのを精査してもらえませんかというのが全部の質問の1点であります、その点をまず伺います。

○佐野生活再建課総括課長 及川委員の御指摘のとおり、100%なのかどうかということ自信を持って言えるかという、それは人間のやることですから、100%とは言いきれない部分もあろうかと思えます。他との比較のためとかそういうことではなくして、適切に認定審査が行われたかどうかについて、振り返るべきは振り返る必要がないかといえなければいけないと、どちらかというところかと思っています。

○及川あつし委員 では、ないかといえなければいけない、どちらかといえればあるとい

うことでありますので、ぜひやっていただきたいと思います。

答弁の中で、岩手弁護士会からも要請事項とか、日本弁護士連合会からもいろいろ要請事項が出ていると思うのですけれども、それについて、なぜ改善されていないのですかというような質問に対して、答弁では月1回、定期的に意見交換をしていますというような紋切型の答弁だったのですが、定期的な意見交換をして、ある程度実務に当たられている弁護士、また相談業務をやっている弁護士たちが県との意見交換の中で、大体自分たちと意見交換をする中で問題が解決してきているということになっていけば、我々にいろんな情報が出てくるわけがないのです。新しい要望も出てくるはずがない。これまで質疑を聞かれた方も、おかしいというような、かなり具体性を持った内容の資料提供も私はいただいていますけれども、そうはならないはずなので、定期的な意見交換ももちろん継続的にやっていただきつつ、個々に少し改善しなければいけない部分についてもやってほしいし、最後の質問であります、必要性がないかといえはああるということでもありますので、審査会のあり方、審査の基準、審査の方法について、しっかりと整理をして、見直すべきは見直すということではよろしいかどうか、これは佐々木理事兼副局長に伺いたいと思います。

○佐々木理事兼副局長 その審査会には、実は今まで副局長は出ておりませんでした。できる限り私も出席して、これまでのやり方をじっくりと見て、何がどうなのかということについては立ちどまって、みずから考えてみたいし、比較もしてみたいと思っております。以上です。

○及川あつし委員 了解。

○伊藤勢至委員 関連。ただいまの災害関連死の認定という大変重い話であります、一方的に一つだけの角度から見るのではなくて、一義的にはこれは市町村がやらなければならない義務だと思っておりますが、それがいろんなこじれがあって、面倒だ、県に上げてしまえということもあるやにも聞いております。

市町村職員というのは転勤がありません。したがいまして、市町村の役場内を回っておりますけれども、彼が何課に行ってどこにいたかというのは全部わかっています。そういう中で、それが災害関連死なのかどうなのかという判定が、人間味、情が絡んでくると非常に難しいところがあるということもあるやに聞いております。したがいまして、この人に悪く思われたくないからということにもなりかねない。だったら、県に預けろということもないわけではないと聞いております。

したがって、そういう場面に、作業がふえて大変かもしれませんが、現場から離れたところで冷静に見た結果、結果的には岩手県が数量において他県よりも厳しい結果になっているということが仮にあったとして、それがいいとか悪いとかの判断ではなくて、ルールを曲げないで、ルールで判断をしていくかどうか問われているのだと思いまして、結果的にあっちの県より低いとか、こっちの県より低いとか、そういうことが先の問題ではない。本当に人間の死という部分に向き合うときに、どこに原因があつて県に上がったのかということまで掘り下げていくべきだと思っております、そういう意見も聞いて

おりますので、そういう見方もしてくださいということを申し上げて、答弁は要りません。終わります。

○五日市王委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○五月女市町村課総括課長 先ほどの滝沢村の市制施行に伴う議案につきまして、及川委員から御質問いただいた件について、説明させていただきます。

○五日市王委員長 ただいま執行部から資料の配付の申し出がありましたので、これを許します。

〔資料配付〕

○五月女市町村課総括課長 それでは、説明させていただきます。

お手元にお配りいたしましたのは、滝沢村が市になることに伴いまして、県から移譲されます事務の一覧となっております。まず、市と村の一番大きな違いは、生活保護の支給でございます。こちらにつきましては予算的にも人的体制的にも非常に大きいということから、県では本年4月から滝沢村の福祉事務所準備室長に県職員を派遣いたしますとともに、盛岡広域振興局に滝沢村からの研修生を昨年度から受け入れて、市制施行の体制整備を支援しているところでございます。

そのほか、市に移行することにより、お配りした資料の一覧が移譲されたことになりますけれども、こちらの各種事務事業につきましても、昨年度から県の関係各課と滝沢村の担当各課間で、権限移譲に係る打ち合わせを何度も重ねてきておりまして、こちらについても事務が滞りなく移譲されるように支援しているところでございます。

また、滝沢村におきましても、市制施行で変わることに伴い、変わらないことといった内容をまとめまして、ホームページに載せるとともに、滝沢村内の全27自治区を個別に説明に回っておりまして、加えまして市制施行が正式に決まりましたならば、7月から8月以降、村の広報紙を全戸に配布するなどいたしまして、市制施行に伴う情報を村民等に提供していく予定と聞いております。

県におきましても、平成26年1月1日からの市制施行がきちんと行われますように、滝沢村としっかりと連携いたしまして、住民の方々に混乱が生じないように、不利益が生じないように、きちんと対応してまいりたいと思っております。以上です。

○及川あつし委員 御説明いただきましてありがとうございます。非常に大事なペーパーで、特に第2次地域主権一括法による事務移管についてもかなり大事な部分があって、先ほど五月女市町村課総括課長が答弁されたように、人材の育成とか、いろんな指導、助言もさらに努めていってほしいと思います。

特に御留意いただきたい部分があるのですが、これまでの実例でいきますと、県でやっていた部分がすごくよくて、市町村に移管されたからだめだという趣旨ではないのですけれども、一般例で聞いていただきたいのですけれども、権限が移譲されたことによって、

移管された市町村側は、ちょっと適切な表現かどうかわからないのですが、権限と権能をすごく大上段に振りかざして、具体的な事業の執行に当たっている事例が一つ、二つではなく多々見られます。通常は権限を持っているところについては、例えば指導、助言から入って、あとは法令に基づいた権限を行使するというのが適切な対処の方法だと思うのですが、どうも最初から権限を大上段に振りかざしてやっている事例が本当に多くありますので、許認可を伴うものについては、特に住民とのかかわりで、権限が移譲されたことによって、取り扱いが事実上変わってしまうのです。県でやっていたときはこうだったのに、何でこうなったのですかと。法令上によるところだからこうなのですよと言われてしまえば、要は監督される側にとってみればギブアップでバンザイですから、それ以上何も言えないのです。そういう事例が多々ありますので、具体的な指導、助言もあると思うのですが、県がこれまでやってきた取り扱いの実例と姿勢についても、権限移譲に伴って滝沢市への移管に際してはしっかりとやっていっていただきたいと思いますが、この点について所感を求めたいと思います。

○五月女市町村課総括課長 今非常に大事な点を御指摘いただいたと思っております。確かに権限を行使する主体が変わるということで、住民にとって不利益になるということがあれば非常にマイナスでございますので、御指摘いただいたように、きちんと周知するようにして、また移譲した後もきちんとフォローして、実際運用の実態がどうなっているかということもきちんとフォローしていきたいと思っております。

○五日市王委員長 以上で本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営等についてお諮りいたします。次回、8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、岩手大学における地域防災研究についてといたしたいと思っております。

また、次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、県警察の広報と音楽隊の活動等についてといたしたいと思っておりますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成25年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五日市王委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。